

平成27年5月11日

各 位

会 社 名 ニチレキ株式会社
代表者名 代表取締役社長 山内 幸夫
(コード番号 5011 東証第一部)
問合せ先 取締役専務執行役員
管理本部長 高橋 保守
(TEL 03-3265-1511)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第71回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第20条の取締役の員数を「8名以内」から「12名以内」へ変更を行うものであります。
- (2) 業務執行を行わない取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮することができるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行を行わない取締役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。
なお、業務執行を行わない取締役との責任限定契約に関する規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

別紙のとおり

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月26日(予定)
定款変更の効力発生日	平成27年6月26日(予定)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="279 392 675 421">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="188 481 268 510">(員数)</p> <p data-bbox="172 526 766 555">第20条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p data-bbox="188 616 438 645">(取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="172 660 782 869">第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p data-bbox="188 929 268 958">(新設)</p>	<p data-bbox="917 392 1313 421">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="826 481 906 510">(員数)</p> <p data-bbox="810 526 1404 555">第20条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p data-bbox="826 616 1077 645">(取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="810 660 1117 689">第30条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="810 929 1420 1182"><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>